

# すんでみ～ね。 住まい応援事業補助金

問い合わせ先 企画政策課 ☎0837(52)1112

これまでの住宅取得補助事業であった『Mineワクワク住マイル事業補助金』に変え、平成30年4月からの市内住宅取得者に最大300万円の補助金を交付する制度を設けます。

- 1 対象者** 平成30年4月1日から平成34年3月31日までの間に、賃貸、販売等営利を目的としない自己の住宅を市内で新築、又は購入し、下記の要件に該当する市民。
- 2 対象経費** 住宅の建築費及び購入費（土地購入費含む）。
- 3 補助金の額** 次の表に定める補助金の額及び加算の額の合計額又は対象経費のいずれか低い額で、300万円を限度として交付。

区分	要件	補助金の額	加算の要件及び額
1	美祢市転入後1年以内であって、転入した日以前3年以内に美祢市の住民となったことのない人が世帯の過半数を占める場合	①取得した住宅が 新築住宅の場合 <b>50万円</b> ②取得した住宅が 中古住宅の場合 <b>20万円</b>	①転入した人全ての前住所が県外だった場合 <b>40万円</b> ②対象者又はその配偶者が孫ターンの場合 <b>40万円</b> ③対象者又は配偶者が市内勤務者の場合 <b>40万円</b>
2	申請日において、対象者の世帯に18歳(高校生)以下の子がいる場合	①18歳以下の子が3人以下の場合 1人につき <b>20万円</b> ②18歳以下の子が4人以上の場合 ①に加えて4人目以降の子1人につき <b>30万円</b>	 <p>三世代で同居・近居となれば「美祢市三世代同居等促進事業補助金」制度の併用も可能です。</p>
3	市内に主たる事務所を置く事業者又は個人に直接工事を請け負わせ、新築住宅を建設した場合	<b>20万円</b>	
4	来福台・長田定住団地・りんどうの丘の宅地を市から直接購入し、新築住宅を建設した場合	<b>30万円</b>	
5	申請日において、対象者とその配偶者の婚姻が婚姻届の受理日から5年以内である場合	①取得した住宅が 新築住宅の場合 <b>40万円</b> ②取得した住宅が 中古住宅の場合 <b>20万円</b>	

- 4 その他**
  - 補助金の交付は交付決定額を10回に均等に分割し、毎年度1回交付します。
  - 毎年度の交付は、10万円以下は商品券で交付し、10万円を超える部分は指定口座に振り込みます。
  - 申請期間は住宅を取得した日（登記受付日）の翌日から1年間です。

## 移動市長室(5月予定)

市長が地域に出向き、市民の皆さんの意見を直接お聞きます。

※ 先着順に対応させていただきます。また、多数の面会希望があった場合、1人(1組)あたりの時間を調整させていただきますことをご了承ください。

美祢市役所	5月28日(日) 10時30分～11時30分	美東総合支所	5月28日(日) 13時30分～14時30分
嘉万公民館	5月29日(月) 10時30分～11時30分	伊佐公民館	5月29日(月) 13時30分～14時30分
綾木公民館	5月30日(火) 10時30分～11時30分	秋芳総合支所	5月30日(火) 13時30分～14時30分

問い合わせ先 秘書課 ☎0837(52)5250

( )内は県下総数

## データで見る美祢市

### まちのうごき(平成30年4月1日)

人口	24,922人	前月比	▲127人
男	11,714人	前月比	▲58人
女	13,208人	前月比	▲69人
世帯数	11,173帯	前月比	▲3世帯

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
3月中	6(351)	0(8)	7(445)	47(3,581)
累計	9(1,021)	0(9)	11(1,268)	209(10,265)
昨年対比	▲8(▲279)	▲2(▲6)	▲21(▲354)	14(697)



# 障害福祉だより⑨ ～住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように～

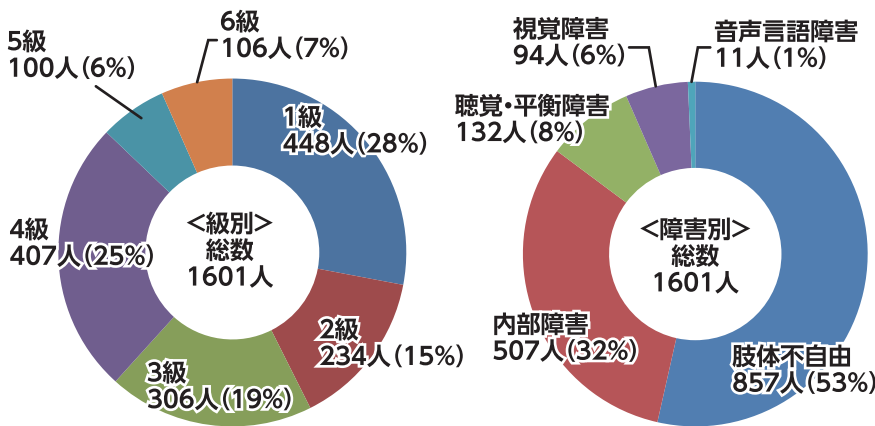
## 障害者手帳について

障害者手帳には、3種類の手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）があり、それらを取得することにより、障害の程度に応じてさまざまな福祉サービスや福祉制度が利用できます。

### 障害者手帳所持者の状況（平成30年3月1日現在の市内の手帳所持者の状況です）

#### 身体障害者手帳

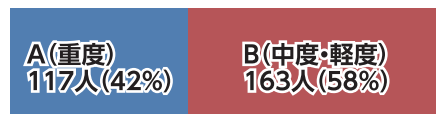
障害の程度により1級から6級までの手帳が交付されます。



#### 療育手帳

障害の程度によりA又はBの手帳が交付されます。

総数 280人



#### 精神障害者保健福祉手帳

障害の程度により1級から3級までの手帳が交付されます。

総数 243人



### 障害者手帳を受けるには

手帳の種類	内容	申請に必要なもの
身体障害者手帳	身体に次のような障害がある人に対して交付します。 ▶視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由、内部障害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書</li> <li>●指定医師の診断書</li> <li>●顔写真2枚(縦4cm×横3cm)</li> <li>●印鑑</li> <li>●マイナンバーがわかるもの</li> </ul>
療育手帳	知的障害者（児）への一貫した福祉サービスや相談援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書</li> <li>●顔写真1枚(縦4cm×横3cm)</li> <li>●印鑑</li> <li>●身体障害者手帳（交付を受けている人のみ）</li> <li>●マイナンバーがわかるもの</li> </ul>
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人が自立し、社会参加を積極的に進めるよう、さまざまな制度やサービスの利用をしやすいことを目的に交付します。 ※精神疾患があると診断された日から6か月以上経過していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書</li> <li>●診断書又は障害年金証書及び年金振込通知書</li> <li>●顔写真1枚(縦4cm×横3cm)</li> <li>●印鑑</li> <li>●マイナンバーがわかるもの</li> </ul>

#### ※住所変更等の手続き

各種手帳の交付を受けた後に、住所、氏名を変更した場合には手続きが必要です。また、障害がなくなった場合や、障害者が亡くなった場合には、ご家族の方などからの手帳の返還手続きが必要です。

問い合わせ先 地域福祉課 [☎0837(52)5227] [☎0837(52)1490]